

入札公告

建設工事の請負について、施工体制確認型一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の6の規定により次のとおり公告します。

なお、この工事の入札は、奈良県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件であり、予定価格及び最低制限価格を事前公表して行います。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定により全ての入札参加者に対し入札金額の内訳を記載した書類の提出を求めます。

令和6年5月14日

奈良県知事 山下 真

第1 競争入札に付する事項

- 1 工事名 路側式標識設置工事
- 2 工事番号 第3号
- 3 工事場所 奈良市西大寺東町2丁目4番1号先西側路側 他46か所
- 4 工事概要 路側式標識の新設・改修及び撤去工事
- 5 工事期間 契約日から令和6年8月30日
- 6 予定価格 4,317,500円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 7 最低制限価格 3,972,100円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 8 入札方法 電子入札（一般競争入札（事後審査・標準型）を使用します。）
- 9 落札者の決定方法

開札後、落札候補者に対し、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行った上で落札者を決定します。

詳細は入札説明書によります。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

令和5年度奈良県建設工事等競争入札参加資格を有し、かつ、令和6年度競争入札参加資格申請を行っている者であり、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この入札に参加することができます。

1 登録業種	資格業種 交通安全施設
	許可業種 とび・土工・コンクリート
2 事業所の所在地に関する条件	奈良県内に本拠又は営業所を置いている業者
3 配置技術者に関する条件	<p>次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中1名配置できること。</p> <p>(1) 別表1の資格を有する者であること。</p> <p>(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。</p>
4 現場代理人に関する条件	<p>競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を現場代理人として1名配置できること。</p> <p>なお、現場代理人、配置技術者及び専門技術者は、これらを兼ねることができます。</p>
5 電子入札に関する条件	電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。
6 その他	入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所
入札説明書の交付	令和6年5月14日（火）から 令和6年6月4日（火）まで	入札情報サービスシステムから ダウンロードして下さい。（下記 アドレス参照のこと）
特記仕様書等の閲覧	令和6年5月14日（火）から 令和6年6月4日（火）まで	入札情報サービスシステムから ダウンロードして下さい。（下記 アドレス参照のこと）
<p>* 電子閲覧において不鮮明な箇所がある場合は、次の日時、場所において、特記仕様書等を紙閲覧により確認することができます。</p> <p>令和6年5月20日（月）午前9時から午後5時まで</p> <p>奈良県警察本部施設装備課管財第二係</p>		
特記仕様書等に関する質問の受付	令和6年5月22日（水） 午後5時まで	奈良県警察本部施設装備課管財第二係 * 書面により提出（持参又はFAX）
特記仕様書等に関する質問に対する回答	令和6年5月24日（金） 午後2時	FAX等で回答します。
入札書及び工事費内訳書の提出	令和6年5月27日（月）から 同 年6月3日（月）の 午後4時まで	電子入札システムにより必要事項を入力し送信して下さい。 <u>工事費内訳書を忘れずに添付して下さい。</u>

開 札	令和6年6月 4日 (火) 午前9時	奈良県警察本部施設整備課管財第二係 開札後、電子入札システムによ り入札結果を通知します。
-----	-----------------------	---

上記の期間は、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項に定める休日を除く午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）とします。

なお、電子入札システムの稼働時間は、県の休日を除く午前9時から午後8時までです。

※ 入札情報サービスシステムアドレス（稼働時間 午前8時から午後11時まで）

http://www.ppi06.t-elbs.jp/DENCHO/PpiJGyomuStart.do?kinouid=GP5000_Top

第4 競争入札参加資格の確認

開札後、落札候補者は入札説明書に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

提出方法については、開札後、落札候補者に連絡します。

第5 施工体制確認調査の実施

開札後、落札候補者は、入札説明書の定めるところにより、施工体制確認調査書類を提出するとともに、提出書類に基づいた聞き取り調査を受けなければなりません。

聞き取り調査には、入札責任者及び配置予定技術者の出席を要します。

第6 その他

1 入札執行回数

入札執行回数は1回とします。

2 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除します。

契約保証金は奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによります。

3 入札の無効

第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札若しくは競争入札参加資格確認申請書等又は施工体制確認調査で要求する資料等に虚偽の記載をした者が行った入札は無効又は失格とします。

4 契約の不締結

契約締結までの間に、落札（候補）者が競争入札参加資格の制限又は奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しません。

5 手続における交渉の有無

なし

6 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

なし

7 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒630-8578

奈良市登大路町80番地

奈良県警察本部 警務部施設装備課 管財第二係

電話 0742-23-0110 (内線2285)

8 電子入札システム及び入札情報サービスシステムの操作方法に関する問い合わせ先

東芝デジタルソリューションズ株式会社

電話 0570-000-516 (電子入札システム専用ヘルプデスク)

受付時間 午前9時から午後5時30分まで (正午から午後1時までを除きます。)

9 暴力団等排除に係る解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

- (1) 役員等 (法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。) が暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であるとき。
- (2) 暴力団 (暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約 (以下「下請契約等」という。) に当たって、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合 (上記(6)に該当する場合を除く。) において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

10 その他

- (1) 詳細は入札説明書によります。
- (2) 代表者又は受任者 (競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の

委任を受けている者をいいます。)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記記載事項変更届出書」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。

また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のＩＣカードを使用してください。

ＩＣカードの取得が間に合わない場合等は、７の問い合わせ先まで連絡したうえで、指示に従い手続きを進めてください。

別表1 配置予定技術者の資格要件

業種	配置予定技術者の資格（いずれかに該当すること）
とび・土工 工事	<p>①とび・土工工事業に係る建設工事に関し、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。）を卒業した（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）又は建築学に関する学科を修めたもの</p> <p>②とび・土工工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学又は建築学に関する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年文部省告示第84号）第2条に規定する専門士又は同規程第3条に規定する高度専門士を称するもの</p> <p>③とび・土工工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学又は建築学に関する学科を修めたもの</p> <p>④とび・土工工事業に係る建設工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で土木工学又は建築学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で土木工学又は建築学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑤とび・土工工事業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑥建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>⑦技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>⑧職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による技能検定のうち検定職種を1級のとび、型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウェルポイン</p>

ト施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のとびとするものに合格した後とび工事に関し3年以上実務の経験を有する者、検定職種を2級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工とするものに合格した後コンクリート工事に関し3年以上実務の経験を有する者若しくは検定職種を2級のウェルポイント施工とするものに合格した後土工工事に関し3年以上実務の経験を有する者

⑨平成16年4月1日の時点で職業能力開発促進法又は同法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和33年法律第133号）第25条第1項の規定による技能検定のうち検定職種を1級のとび・とび工、型枠施工、コンクリート圧送施工又はウェルポイント施工とするものに合格していた者又は検定職種を2級のとび若しくはとび工とするものに合格していた者であってその後とび工事に関し1年以上の実務の経験を有するもの、検定職種を2級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工とするものに合格していた者であってその後コンクリート工事に関し1年以上の実務の経験を有するもの又は検定職種を2級のウェルポイント施工とするものに合格していた者であってその後土工工事に関し1年以上実務の経験を有するもの

⑩地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。）第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（「登録地すべり防止工事試験」という。）に合格した後土工工事に関し1年以上実務の経験を有する者

⑪社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成17年度までの地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録した後土工工事に関し1年以上実務の経験を有する者

⑫基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（「登録基礎ぐい工事試験」という。）に合格した者

⑬土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

⑭とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有するもの

⑮これらと同等以上の知識及び技術又は技能を有する者と国土交通大臣が認めるもの